

新潟県十日町警察署から



雪道運転上のお願い



新潟県の山間地は、降雪量が多く特有の急勾配が続くことから、大型車両はスタッドレスタイヤを装着していてもスタックします。

特に、十日町警察署管内の

○国道253号線（薬師トンネル及び儀明峠トンネル付近）

○国道353号線（十二峠トンネル付近）

○県道十日町当間塩沢線（大沢山トンネル付近）

等は、毎年大型車両のスタックにより後続車両が立ち往生するなど除雪作業や道路復旧作業の大きな障害となる事案が発生しています。

また、作業が長引けば地域住民の生活にも影響がでるものと思われます。

そこで、当該山間地を通行する大型車両の皆さんに十日町警察署からのお願いです。

- 1 山間地を走行する際には、
 - ・天候や降雪（凍結）状況、除雪状況を確認
 - ・事前に非常駐車帯の確認とタイヤチェーンを装着して下さい。
- 2 タイヤチェーンを装着してもスタックの恐れがある際は、道路の迂回や天候の回復を待つなど早めの対策を行って下さい。
- 3 道路用装備品として
 - ・タイヤチェーン、スコップ等の雪道用装備品を必ず携行
 - ・タイヤチェーン等の事前装着訓練の実施
 - ・自力で脱出不能でも他車の牽引により脱出可能な場合を考え、牽引ロープの携行をお願いします。

<連絡先>

新潟県十日町警察署

新潟県トラック協会

025-752-0110

025-285-1717

（担当者・鈴木）

雪道での立ち往生に注意！

～ 雪道では、使用限度を超えた冬用タイヤの使用は厳禁 ～

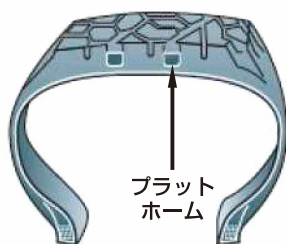
大雪により、関越道や北陸道において多くの大型車両等が路上に滞留する事案が発生したことを踏まえ、規則の一部改正により令和3年1月26日から、トラック運送事業者は、雪道において適正な冬用タイヤを使用していることを確認しなければならないルールとなりました。

改正の概要

- 「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正
 - ・ **整備管理者**は、雪道を走行する自動車のタイヤについて、溝の深さが使用限度よりもすり減っていないことを確認しなければなりません。
 - ※冬用タイヤの**溝の深さが新品時の50%以上**であることを「プラットホーム」で確認
 - 残り溝深さが「プラットホーム」に達しているタイヤは冬用タイヤとして使用しないでください。
 - ・ **運行管理者**は、雪道を走行する自動車について、点呼の際に上記事項が確認されていることを確認しなければなりません。

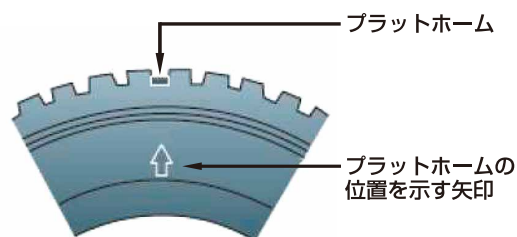
プラットホームとは

日本国内における道路交通法施行細則等によって定められた冬用タイヤとしての使用限度の目安となる新品時の溝深さから50%の位置にあるゴムの盛り上がりを設置した部分をいいます。



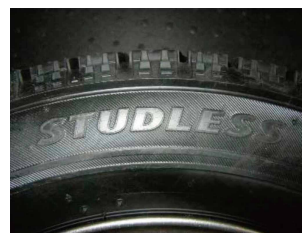
プラットホームの位置

プラットホームの位置を示す矢印がタイヤの両側面にそれぞれ周上4ヶ所以上に表示されています。



雪道の安全走行

- 積雪・凍結道路では、適切な冬用タイヤを全車輪に装着
- チェーンの携行、立ち往生する前に早めのチェーン装着
- 低速ギアでゆっくり発進
- 急発進・急加速・急旋回・急停止は厳禁
- カーブに入る前に減速
- 速度1割ダウン、車間距離2割アップ
- トンネルの出入口は、要注意



管理者の皆様へ

- 冬用タイヤ及びチェーンのいずれも性能限界があり、万能ではありません。大雪等の異常気象が予報される場合は、運行前に道路・気象情報を確認し、運行の可否や経路を検討してください。
- 交通渋滞等を引き起こした運送事業者等には行政機関の監査が行われ、**講じた措置が不十分と判断された場合は処分の対象**となります。